

市第 166 号議案

横浜市母子生活支援施設条例の一部改正

横浜市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年 2 月 15 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

横浜市母子生活支援施設条例（昭和25年 4 月横浜市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項を次のように改める。

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号。以下「法」という。）第 38 条に規定する母子生活支援施設として、横浜市みどりハイム（以下「施設」という。）を横浜市緑区に設置する。

第 1 条第 2 項及び別表を削る。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市いそごハイムを廃止するため、横浜市母子生活支援施設条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市母子生活支援施設条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~  
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 ~~児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。  
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。  
）第 38 条に規定する母子生活支援施設として、横浜市みどりハイ  
ム（以下「施設」という。）を横浜市緑区に設置する。  
という。）を置く。~~

2 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

別表（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置
横浜市いそごハイム	横浜市磯子区
横浜市みどりハイム	横浜市緑区